

第3章．分野別まちづくり方針

3-1. 土地利用の方針

【目標】

良好な市街地環境となるよう秩序ある土地利用を図ります

- ・現在の土地利用を基本としながら、市街地の無秩序な開発を抑制し、地域の課題解決や持続的な発展に資するよう土地を分類し、人口が減少しても暮らしやすさを維持できるような土地利用の方針とします。
- ・人々の日常生活の中心である駅周辺部は、生活拠点の充足と駅周辺の特性に応じた個性あるまちづくりを目指します。
- ・住環境や生活サービスを維持・向上させるためには、地域まちづくり組織等によるエリアマネジメントなどの取り組みも有効です。
- ・臨海部は、工業地域としての土地利用と、既存産業の高度化を図るとともに、良好な生産環境を有した工業地の維持・向上を図ります。
- ・大規模な土地利用転換等が行われる場合は、周辺環境等へ配慮した計画となるよう誘導します。

【方針】

(1) ゾーン別の土地利用

①戸建住宅を主とする住宅地

- ・古い木造住宅が密集しており、幅員の狭い道路が多いなど生活基盤がやや不足している住宅地です。良好な住環境の実現に向け、道路の拡幅などによる災害対策を進め、生活基盤の充実を進めます。
- ・一部の地域では計画的に整備された住宅地があり、良好な住環境が維持されています。建築協定や景観協定、地域まちづくりルール・プランなどの制度を活用し、住環境を保全するとともに、既存のルールについては地域の実情や地域住民のニーズにあった見直しを推進します。

②集合住宅を主とする住宅地 / 集合住宅と商業・業務機能が共存する住宅地

- ・集合住宅が計画的に開発された地区です。建て替えや大規模な修繕等の機会をとらえ、バリアフリー化や長寿命化への対応を進めます。緑地やオープンスペースを守り育て、良好な住環境を維持します。

③住宅、商業・業務機能が共存する住宅地

- ・幹線道路沿いの住宅地です。駅前周辺は、生活拠点にふさわしい都市機能の集積を図るとともに、バリアフリー化などを含めた再編整備について検討します。
- ・住宅と商業・業務施設の共存を図り、幹線道路沿いにふさわしいまち並みを形成します。

④住宅と身近な商業・業務機能が共存する市街地

- ・幹線道路沿いの市街地です。駅前周辺は、生活拠点にふさわしい都市機能の集積を図るとともに、バリアフリー化などを含めた再編整備について検討します。
- ・住宅と商業・業務施設の共存を図り、幹線道路沿いにふさわしいまち並みを形成します。

⑤住宅と小規模な工場・事業所が共存する住宅地

- ・住宅と工場・事業所が共存する地区です。住環境と操業環境の共存を図ります。
- ・工場の騒音防止や景観向上に配慮するとともに、操業環境の維持・向上に努めます。

⑥工業利用を中心とする地区

- ・臨海部の工業地帯です。隣接する近隣住居への影響を考慮し、緑化等を進め、騒音防止や景観向上に配慮します。
- ・工場の操業環境の維持・向上に努め、産業構造の変化に対応した機能集積の促進を図ります。

⑦市街化を抑制する地域や公園、緑地

- ・円海山周辺は、市街化を抑制し、農地、樹林地など緑の多い環境を保全します。
- ・大岡川の源流域を貴重な自然として保全します。
- ・市民が自然や農業に触れることができる場として活用します。
- ・地域特性に応じた都市公園・緑地の維持と活用を図ります。

⑧米軍根岸住宅地区

- ・米軍根岸住宅地区は「米軍施設返還跡地利用指針」を踏まえ、土地所有者等と跡地利用の検討を進めていきます。

(2) 生活拠点のまちづくり

- ・駅徒歩圏（おおむね1km圏）は、現状の土地利用を踏まえつつ、駅周辺（生活拠点）の利便性を生かした良好な住宅市街地を形成するなど、土地の有効活用を図ります。

①磯子駅周辺

- ・区役所、公会堂、図書館、地域ケアプラザなどの行政機能が集積しているほか、商業・業務、

都市型住宅などが立地する区の玄関口となっており、その機能強化を図るため、駅前空間を見直し、バリアフリー化、賑わい創出、商業施設等の利便性向上を検討します。

②杉田・新杉田駅周辺

- ・鉄道、バス、シーサイドラインのターミナル駅になっているほか、地区センター、スポーツセンター、地域ケアプラザ、区民文化センター杉田劇場などが集積する生活拠点となっており、区内の賑わいの中心として、商業・業務機能をさらに強化します。
- ・JR新杉田駅、京急杉田駅及びシーサイドライン新杉田駅の3駅間の歩行者動線を改善し、安全で快適な歩行空間を確保します。

③根岸駅周辺

- ・横浜環状鉄道の動向も踏まえつつ、鉄道とバスの乗り換え駅としての機能強化と商業施設の整備など、駅前空間の見直しを含めた検討を行い、賑わい創出と駅利用者の利便性を向上させます。

④洋光台駅周辺

- ・駅前空間の再編整備や商業・サービス機能、地域コミュニティ拠点の充実などについて、駅周辺の団地再生等と連動しながら検討し、魅力ある拠点づくりを進めます。

⑤屏風浦駅周辺

- ・駅前広場やバスターミナルが未整備であることから、駅前としての機能強化を図り、生活拠点としてふさわしい駅前空間となるよう検討します。

(3) 住環境の保全、改善のための取組

- ・住環境の保全・改善を図るため、地域でルールをつくるなど、地域の主体的なまちづくり活動を促進します。
- ・その際には、まちづくりコーディネーターの派遣等、地区計画、建築協定、景観協定、地域まちづくり推進条例に基づくルール・プランなどの制度を活用し、地域主体のまちづくり活動を支援していきます。また、地域まちづくり組織等によるエリアマネジメントを推進します。

①建築に関して

- ・防災上課題のある道路では、建物のセットバックや狭あい道路の拡幅、建物の不燃化や耐震化を行うなど、地域の防災性の向上に努めます。
- ・集合住宅は、長く住み続けられるよう建替えや改修等の機会を捉えて、バリアフリー化や耐震化等、安全、安心で快適な住環境の再生を図ります。

- ・都市計画（一団地の住宅施設）が決定している地域では、集合住宅の再生に関わる検討が必要となります。その際には、地区の課題解決に向けた活動を支援し、地区全体で十分な意見交換や合意形成ができるように、情報提供や専門家の派遣を行います。
- ・駅周辺の集合住宅の建替えの際には、地域のニーズにあった機能の導入を検討します。

②住環境の維持と更新

- ・地震火災対策方針の対象地域をはじめとする木造住宅の密集した地域では、計画的に災害に強いまちづくりに取り組みます。
- ・住居専用地域では、日常的な買物・生活サービス施設等、地域のニーズにあった機能の導入について手法を検討します。

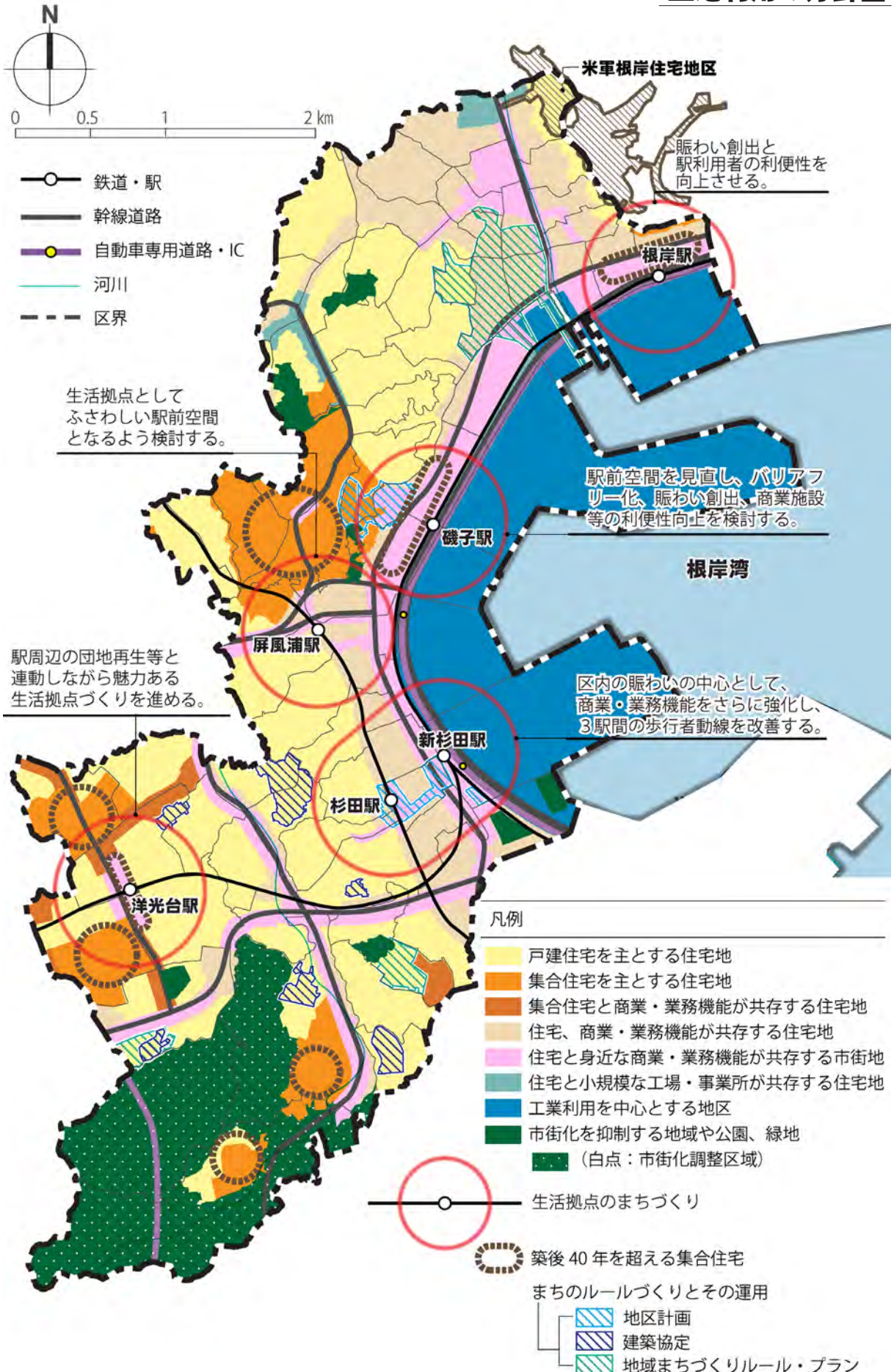
③空家と空き地対策

- ・地域の身近なコミュニティや団体等の活動拠点や集会機能として、空家や空き地の活用を検討します。
- ・空家化の予防や管理不全な空家の増加防止に向け、所有者、行政、地域などの多様な主体が連携して取り組みます。

④まちのルールづくり

- ・地域の主体的なまちづくり活動を促進し、地区計画、建築協定、景観協定、地域まちづくりルール・プランなどの検討・策定を支援します。

土地利用の方針図



3-2. 都市環境と活力の方針

【目標】

自然的環境と住環境に配慮した暮らしやすいまちをつくります

【背景】

- ・地域の中に点在する商店街は生活の核ですが、ライフスタイルや社会経済状況などの変化により、店舗の減少や衰退が目立っています。
- ・区民の様々な活動の拠点となる公共施設はおおむね整備されていますが、商業・福祉サービスも含めて、区民のライフスタイルや人口構造の変化に応じた対応が必要です。
- ・障害者や高齢者など誰もが自立した生活を送るためには、さらなるバリアフリー化を図る必要があります。
- ・区民の健康を脅かす衛生問題については改善が図られてきましたが、環境問題への対応が重要です。

【方針】

(1) 環境にやさしいまちづくり

- ・少負荷型・低炭素型・循環型社会を目指し、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と、気候変動への影響に対応する適応策をともに進めます。

①地球温暖化対策

- ・大気汚染や騒音については、公共交通機関の利用促進、道路網の整備や交差点改良などによる交通の円滑化、エコカーの普及促進（水素ステーションの設置等）、路面改良などにより低減を図ります。
- ・環境面に影響を及ぼす可能性のある事業については、施設更新時などを捉えながら、計画等の指導・調整に努めます。
- ・太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギー、燃料電池などを活用したコージェネレーションシステム及びこれを利用した分散型電源の導入を促進します。
- ・エネルギー利用の抑制や建物の長寿命化、自然換気、グリーンカーテン、風の通り道の確保によりエネルギー利用の効率化を推進し、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を削減します。
- ・建物の更新に際しては、積極的な緑化、透水性舗装など環境への負荷が少ない整備を行い、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

②生物多様性に配慮した持続可能なまちづくり

- ・円海山の周辺地区は、多摩丘陵と三浦半島のつなぎ目に位置し、市内最大の連続した緑地となっています。生物多様性の宝庫といえる円海山周辺を中心としたエリアを「横浜つながりの森」とし、市民全体で、体感、感動し、次世代につなげていく取組について、利用と保全のバランスを重視しながら推進します。

③資源の有効利用

- ・循環型社会の実現を目指して、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRを推進します。とりわけ、最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）の取組を“分別・リサイクル”に続く新たなステージとして、市民・事業者と連携して行うことにより、ごみと資源の総量を削減します。それとともに、温室効果ガスの削減に取り組み、環境負荷の更なる低減を図ります。

（2）区民の活力が発揮される多様な活動の場づくり

- ・活動の拠点となる施設を活用することで、施設や地域の魅力、区民の活力を高めます。

①地域コミュニティの活動支援

- ・自治会町内会は、将来の地域活動の担い手となる若い世代が参画しやすい仕掛けづくりや、地域の課題等を解決する地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・子どもからお年寄りまでだれもが安心して住み続けられるよう、自治会町内会活動などをベースとした見守りや支えあいなど地域活動の幅をさらに広げていくほか、多世代間の交流を進めます。
- ・地域活動がより進むよう、事業者や行政等は、地域に関する情報や協議する機会の提供、団体間の交流の促進、専門家等の派遣によるスキルアップの支援を行います。
- ・地域課題の解決には、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス等の導入を図ります。

②商店街の振興

- ・商店街は、地域の中心として、買い物をしながら交流できる地域コミュニティの核としての役割を担っています。そのため、空き店舗活用事業等の助成制度や仕組みを活用し、商店街の活性化を図ります。
- ・住まいの近くの商店街を大切にするとともに、商店街もそれに応え、サービス向上や商店街振興に努めます。

③市民利用施設の活用

- ・市民利用施設の活用により、福祉、保健、子育て、文化、生涯学習、まちづくり、環境など区民の様々な活動や活動同士の連携を図ります。
- ・多様な人々が集うことができる、国際交流ラウンジの整備を検討します。
- ・公共建築物の更新や改修に際しては、地域の意見を踏まえながら、文化・交流スペース等の導入も含めて、地域の活力向上につながる施設サービスの向上と建物の長寿命化について検討を行います。
- ・少子化に伴う学校の統合に際しては、地域の意見を踏まえながら、地域の実情に応じた跡地活用について検討します。

(3) 福祉のまちづくり

- ・多様な世代が安心して豊かに暮らすことができるよう、福祉サービスの充足とバリアフリー化を進めます。

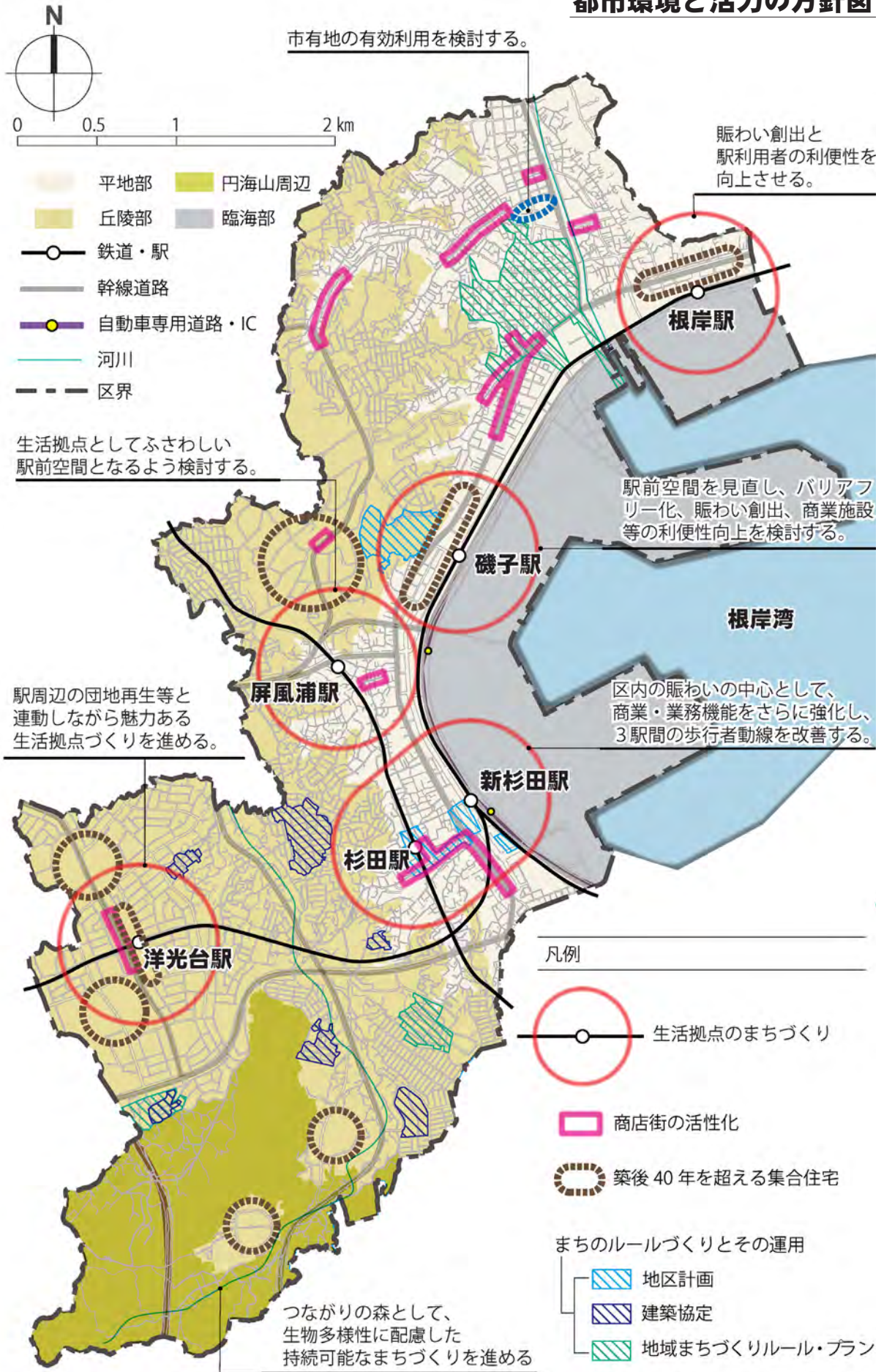
①福祉サービスの充足

- ・地域社会全体で福祉や保健などの生活課題への取組や身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めるため、地域と区役所、区社会福祉協議会及び地域ケアプラザが一体となって、地域福祉保健計画を推進し、誰もが幸せに暮らせるまちを目指します。
- ・保育所や児童の放課後の居場所などの整備を促進します。特に、生活拠点では、子育て支援や医療と連携した共同住宅等や介護と医療が連携したサービス付高齢者住宅等の立地誘導を図ります。
- ・増加する高齢の単身世帯・高齢夫婦世帯が必要とする生活支援やサービスが提供できるよう、地域包括ケアシステムの構築、ITを活用した地域見守りサービスなど、生活の利便性向上と地域コミュニティの充実を図ります。

②バリアフリーの環境整備

- ・横浜市福祉のまちづくり条例に基づいて道路や公園、公共的な施設、集会施設のバリアフリー化を進めます。
- ・商店街のバリアフリー化を進めます。
- ・住宅のバリアフリー化を進めるため、専門家による相談やエレベーターのない集合住宅へのエレベーター設置を進めます。
- ・杉田駅・新杉田駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づき、公民連携のもと、区域内の施設や周辺道路のバリアフリー化を進めます。
- ・その他、根岸駅、磯子駅、屏風浦駅、洋光台駅周辺のバリアフリー化を検討します。

都市環境と活力の方針図



市有地の有効利用を検討する。

賑わい創出と
駅利用者の利便性を
向上させる。

生活拠点としてふさわしい
駅前空間となるよう検討する。

駅前空間を見直し、バリアフ
リー化、賑わい創出、商業施設
等の利便性向上を検討する。

駅周辺の団地再生等と
連動しながら魅力ある
生活拠点づくりを進める。

区内の賑わいの中心として、
商業・業務機能をさらに強化し、
3駅間の歩行者動線を改善する。

つながりの森として、
生物多様性に配慮した
持続可能なまちづくりを進める

- 凡例
- 生活拠点のまちづくり
 - 商店街の活性化
 - 築後40年を超える集合住宅
 - まちのルールづくりとその運用
 - 地区計画
 - 建築協定
 - 地域まちづくりルール・プラン

3-3. 都市交通の方針

【目標】

誰でも安全で快適に移動できる交通環境を整えます

【背景】

- ・区内の都市計画道路（幹線道路）は、平成 29(2017) 年 3 月現在で 93.5%が整備されており、交通の円滑化が図られています。
- ・平地部のまちや洋光台周辺では、鉄道、幹線道路、主要な地域道路が整備されていますが、丘陵部では、主要な地域道路のネットワークが未整備な地区があります。
- ・歩道がないバス通り等への通過交通の流入を防ぐなど、歩行者の安全確保が求められています。
- ・首都高速湾岸線や国道 357 号の開通により、通過交通が分散化し、渋滞が改善されたものの、主要な交差点ではまだ渋滞が見られます。
- ・今後は、高齢化に対応した交通環境の改善が必要です。

【方針】

(1) 身近な交通環境の整備

① 幹線道路

- ・幹線道路のネットワークを構築するために、都市計画道路「汐見台平戸線」の早期整備を図るとともに、ボトルネック交差点を改良し、交通の円滑化を図ります。
- ・磯子産業道路は、歩道の拡幅、街路樹の適正な配置、自転車通行空間の整備を行うなど、緑豊かで快適なプロムナード「磯子アベニュー」の維持に努めます。

② 鉄道

- ・区北部の交通利便性を向上させるため、元町・中華街駅から根岸駅を経て上大岡駅を結ぶ横浜環状鉄道について検討します。

③ バス

- ・バス事業者と連携し地域ニーズにあったバス運行の見直し等を行い、必要なバス路線の維持に努めます。
- ・バス路線が不足する地域では、高齢者等の外出手段を確保するため、バス事業者と連携し地域住民が乗り合って運行するバスなどの身近な交通手段の導入に向け、まちづくりや交通計画の専門家の派遣や、実証実験に対する支援、検討組織への支援などを活用します。

- ・地域の特性やニーズに合った交通サービスを実現するために、安全な交通環境を整備するとともに交通規制等の見直しについて検討します。

④水上交通

- ・堀割川河口に整備予定の親水護岸を活用した水上交通を検討します。
- ・堀割川右岸に復元された荷揚場へのアクセスを改善し、水辺の回遊性の向上を検討します。

(2) 駅周辺の交通環境の整備

①駅前広場の再編整備

- ・駅周辺は、道路空間や歩行空間、自転車通行空間の見直しなどにより交通環境を改善し、生活拠点としての利便性と快適性を高めます。

②駅周辺のバリアフリー

- ・バリアフリー法による杉田駅・新杉田駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づき、公民連携のもと、区域内の施設や周辺道路のバリアフリー化を進めます。
- ・その他、根岸駅、磯子駅、屏風浦駅、洋光台駅の周辺についてもバリアフリー化を検討します。
- ・駅施設や駅周辺においては、誰もが自らの意志で移動できる交通環境の整備、使いやすい機器やわかりやすいサインの設置などを促進します。
- ・無電柱化などによる障害物の撤去や景観の向上に加え、段差の解消、視覚障害者の誘導ブロック等の設置を進めます。

(3) 快適な交通環境への改善

①道路環境

- ・道路の整備に際しては、沿道の住環境や景観に配慮し、透水性舗装や植栽の整備などを行います。
- ・公共交通機関の利用やエコカー、自転車の利用など、各自ができる環境対策に取り組みます。
- ・区民が快適に歩行できるように駐輪場やベンチの整備など歩行空間を整備します。
- ・駅や公共施設までの道路空間や歩行空間、自転車通行空間の見直し等を行い、安全で快適な交通環境（歩道と車道の空間分離、自転車通行空間の確保、自動車の速度抑制等）の整備について検討します。
- ・地域の特性を踏まえ、空き地等を活用した駐輪場の確保や多様な交通手段の導入普及等により徒歩や自転車による交通環境の整備を進めます。
- ・開発にあたっては、周辺の道路とのつながりに配慮して、道路や通路を設置するよう誘導します。
- ・次世代を見据えた総合的な交通体系の構築やITS技術を活用した施策について検討します。

②交差点

- ・国道 16 号の屏風ヶ浦交差点、八幡橋交差点、環状 3 号線から国道 357 号間の杉田交差点について、引き続き交差点改良に向けた協議を進めます。
- ・その他の交差点についても、高齢者や障害者等に配慮し、バリアフリー化を検討します。

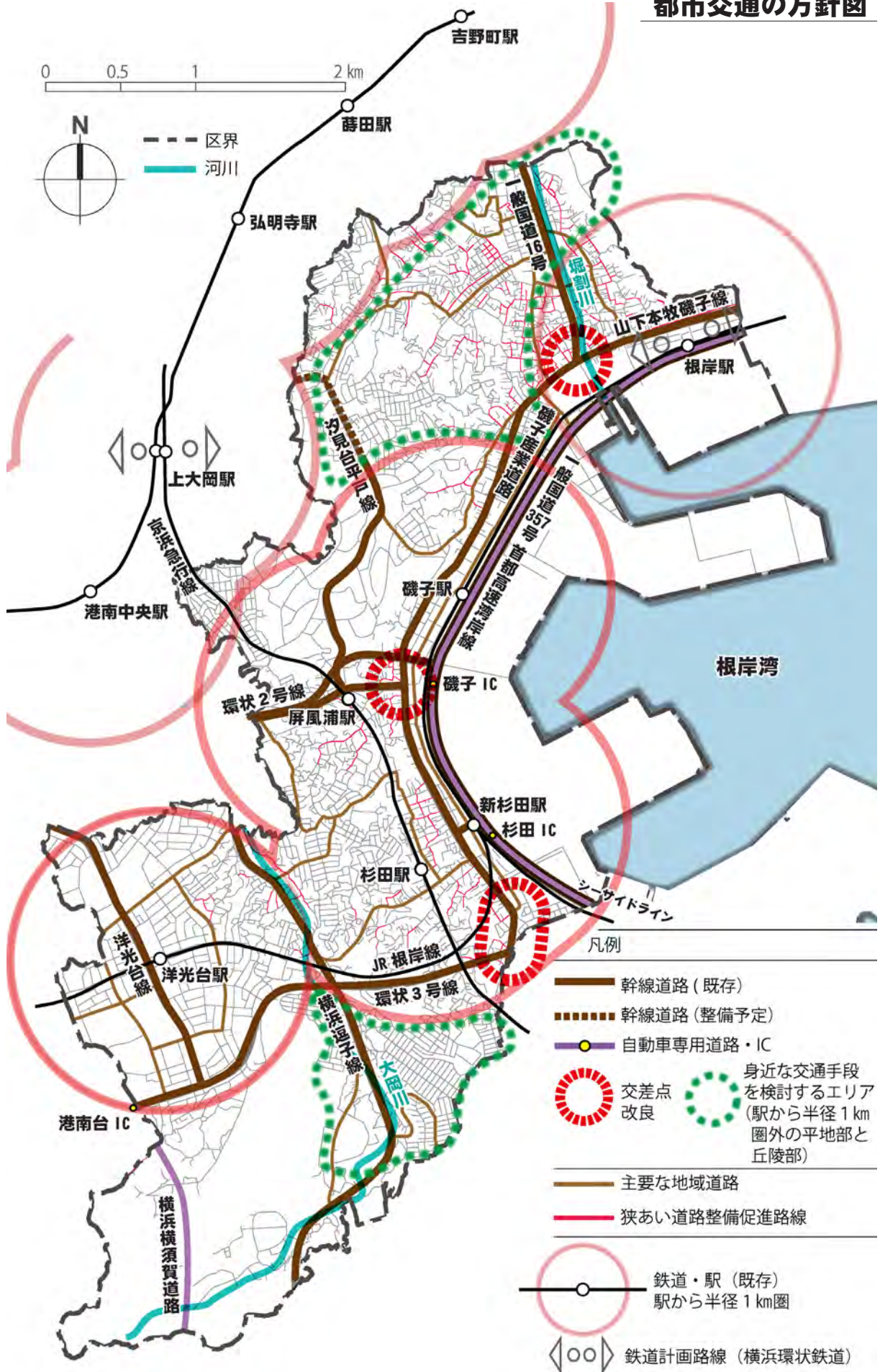
③狭あい道路等

- ・バス通りや商店街などの主要な地域道路では、歩行空間を確保するため、沿道の建物の後退などを検討します。
- ・緊急通行車両等が入りにくい狭あい道路では、狭あい道路整備促進路線を中心に地権者の合意を得て、拡幅を推進します。

④健康みちづくり

- ・健康みちづくり推進事業による整備を進めるとともに、徒歩移動を推進するなど、各自ができる健康対策に取り組みます。

都市交通の方針図



3-4. 歴史を生かした水と緑の方針

【目標】

地区の特性に応じた水と緑と歴史を生かした環境を保全、創出します

【背景】

- ・磯子区は古代遺跡や鎌倉時代の歴史遺産が点在しています。
- ・江戸時代には杉田周辺が梅の名所として知られ、古くから、豊かな緑と穏やかな海を臨むことができる風光明媚な土地でした。
- ・かつて海水浴や潮干狩りで賑わった海岸線への郷愁や憧れは、今も区民の共通の想いです。
- ・戦後の急速な都市化により減少した、区民が身近に親しめる自然的環境を補うため、水と緑の環境を保全・創出する必要があります。
- ・水と緑が持つ多面的な機能（防災・減災、保水・遊水機能、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性、美しい景観形成機能等）が発揮され、区民が満喫できる環境づくりや、水と緑と歴史を活かした環境の創出など、磯子区の持つ魅力を高めていく必要があります。

【方針】

(1) 水と緑の拠点づくり

①水の拠点

- ・川と海が交わる大きな魅力を秘めた水辺の拠点「堀割川河口周辺」と「新杉田臨海部」を区民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションが楽しめる拠点として位置づけます。
- ・新杉田臨海部東側に暫定供用中の杉田臨海緑地は、引き続き整備を進め、新杉田公園と一体となった区民の憩いの場やスポーツの拠点として魅力的な空間を形成します。
- ・大岡川や堀割川の水質については、閉鎖的な河口部の水循環の回復や浅海域での生物浄化など、健全で豊かな水辺環境を実現します。
- ・水の拠点に隣接する未利用公有地は、周辺地区の魅力を増し、海を見ながら憩えるようなオープンスペース等に活用できるよう検討します。

②緑の拠点（市街化調整区域内）

- ・円海山周辺は、大岡川の源流域であり、横浜市緑の10大拠点の一つに位置付けられています。現在、円海山近郊緑地特別保全地区や峰特別緑地保全地区、市民の森、風致地区として樹林地の保全が図られており、多くの区民が緑に親しめる場所となっています。この自然的環境について、特別緑地保全地区等の緑地保全制度により、将来に向け、維持・保全していきます。

- ・氷取沢農業専用地区は、農地が少ない磯子区において貴重な地区であるため、各種農業振興策により農地の保全・利活用を図ります。

③緑の拠点（市街化区域内）

●斜面緑地

- ・連続的な斜面緑地は、一部が特別緑地保全地区に指定されているなど、景観的な特徴があり、貴重な環境財産です。近隣住民の安全に配慮した上で、地域や土地所有者等の協力を得ながら保全・継承します。

●大規模団地内の緑

- ・汐見台地区や洋光台地区など、地形を活かして緑地を計画的に配置している大規模な集合住宅団地では、引き続き緑地を保全するとともに、樹木の健全で良好な育成を図ります。住宅の建替えを行う際には、緑が豊かな環境の保全に努めます。
- ・街路樹や宅地内の緑化、公園の良好な維持を図ります。

●主な公園・緑地

- ・大規模な公園である岡村公園、久良岐公園の緑を保全するとともに、根岸なつかし公園（旧柳下邸）、久良岐能舞台などの歴史・文化的な建物等を活かして、公園とまちの魅力を高めます。
- ・既存の公園は、まちの変化などに応じて再整備を検討し、機能や魅力を向上させます。
- ・まとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度により、保全します。

●まちなかの緑

- ・住民や事業者が自らの宅地・敷地内を緑化することにより、まちなかの緑を増やしていきます。その際、木や花を沿道に植えることにより、街全体や沿道の良好な景観を形成するようにします。
- ・商店街や団地、工場など大規模な敷地では、まちなかの緑のまとまりづくりに寄与する計画的な緑化を推進します。
- ・良好な都市環境の形成のため、緑化地域制度により一定の緑化を義務付け、建築物の更新と合わせて緑を着実に創出します。

●区民利用施設内の緑

- ・区民に身近な公共施設に緑を率先して創出するとともに、良好な都市環境の形成のため、建築物の更新と合わせて緑を着実に創出します。

(2) 水と緑の軸づくり

①水の軸（河川）

- ・堀割川は、水に親しめる安全で快適な空間となるよう、河口部周辺の水の拠点と連携し、活用します。
- ・大岡川の源流域である円海山では、水辺植生、鳥、魚、昆虫などの様々な生き物が生育・生息しています。この自然的環境を守るため、水質浄化やごみの不法投棄対策を進め、「清流の大岡川」として将来に引き継ぎます。

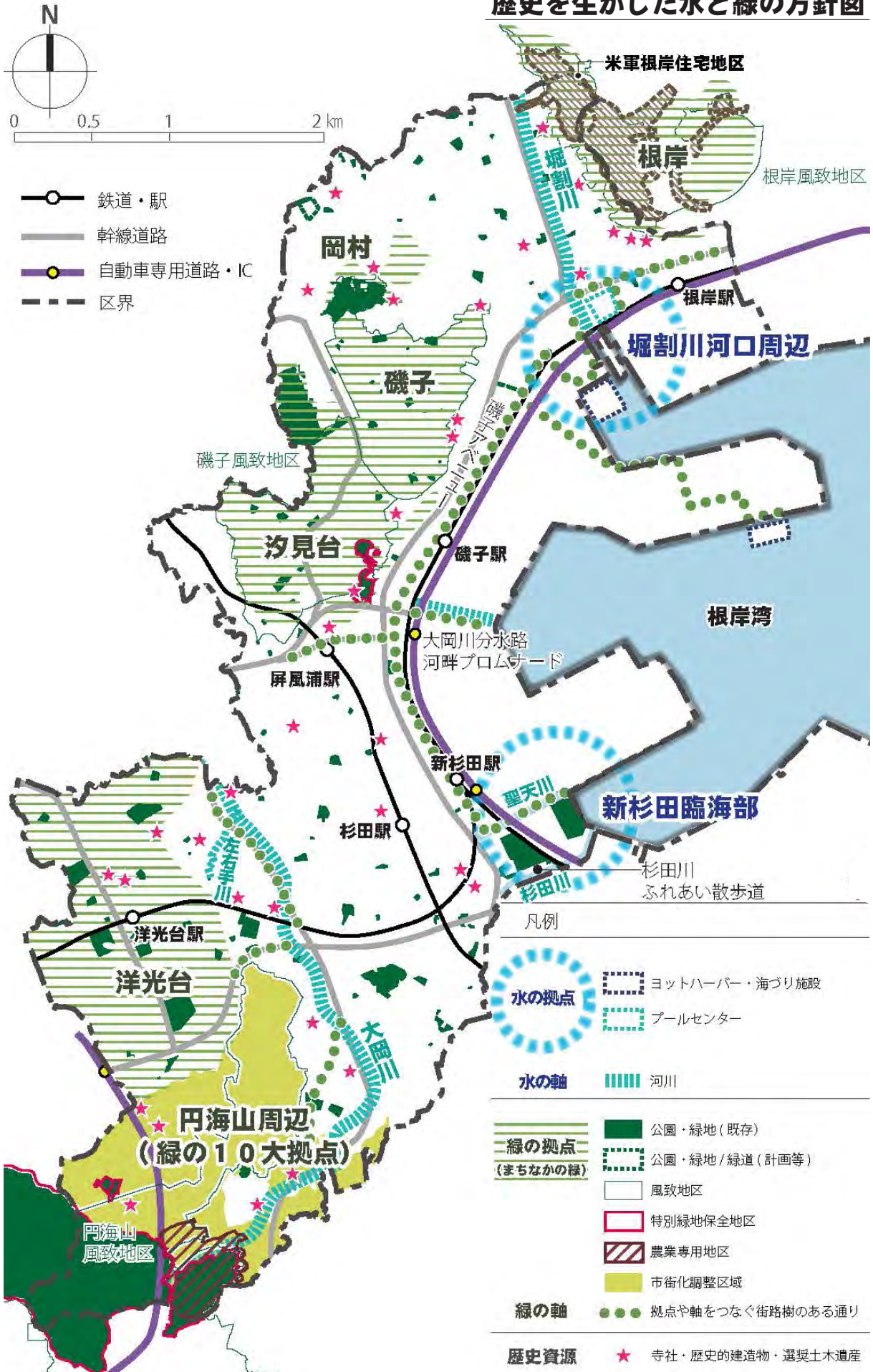
②緑の軸（街路樹のある通り）

- ・市街地に潤いを与える良好な街路樹の配置と維持に努め、街路樹を緑の軸として、水と緑の拠点、駅、様々な歴史資源や魅力資源をつなぎ、快適な歩行者動線のネットワークを形成します。
- ・磯子産業道路沿いの磯子アベニューは、「水の一生」をテーマとしたプロムナードです。今後は、国道 16 号や国道 357 号、磯子産業道路等において歩道、自転車通行空間、植樹帯などを含めた道路空間を見直し、堀割川河口周辺と新杉田臨海部の水辺の拠点をつなぐ緑の軸の延長を検討します。
- ・市街地内で緑が不足しているため、バス路線等の生活道路の沿道は、緑化を推進します。
- ・美しい桜並木の中を歩くことができる大岡川分水路河畔プロムナードや杉田川ふれあい散歩道の維持に努めます。
- ・堀割川河口から磯子海づり施設までの海沿いの道、堀割川河口から根岸駅へ至る道、聖天川、禅馬川沿いの道、根岸・岡村・杉田などの歴史資源と緑をつなぐ道、洋光台から円海山方面へつながる道の活用を検討します。

(3) 歴史資源の継承と保全・活用

- ・磯子区には、岡村天満宮、根岸八幡神社・東漸寺など鎌倉時代からの歴史資源があります。また、古代を偲ぶ三殿台遺跡があるほか、大正時代の住宅の姿を残す根岸なつかし公園（旧柳下邸）、土木遺産に選ばれた堀割川、現在まで引き継がれている杉田梅及び梅林があります。これらを保全、活用するとともに、サイン整備や歴史的な景観を活かしたまちなみづくりを進めます。

歴史を生かした水と緑の方針図



【目標】

安全で快適に住むことができる都市を維持・創造します

【背景】

- ・東日本大震災や熊本地震などの影響により防災に対する市民の意識が高まっています。
- ・市民の生命を守り、経済的・物的な被害を最小化する減災に向けた都市づくりを進めるため、災害時にも対応できる都市構造を構築するとともに、地域の特性に対応した災害対策を強化する必要があります。
- ・大規模地震に対応するため、建築物の耐震化や不燃化を進める必要があります。また、臨海部では津波対策を検討する必要があります。
- ・局地的な大雨などによる水害への対策を検討する必要があります。
- ・地域の防災、防犯力向上に向けて、地域住民が主体となった安全、安心のまちづくりが必要です。

【方針】

(1) 災害に強いまちづくり

①地震に強いまちづくり

- ・地震による被害を抑制し、都市機能が早期に復旧するよう道路・橋梁や鉄道、電気、ガス、上下水道施設などのライフラインの耐震性向上及び災害時の復旧体制の強化を図ります。
- ・公共建築物の耐震対策、啓発・指導などによる民間建築物の耐震化・不燃化を進めます。
- ・木造住宅が密集し、狭あい道路が多い地域では、地震火災が発生した場合の緊急通行車両等の通路の確保や延焼拡大を防止するため、狭あい道路の拡幅、建築物の不燃化や耐震化を行うなど、地域の防災性を高めます。特に、地震火災対策方針の対象地域（滝頭地区、岡村地区、磯子地区の各一部）では、避難路の確保、防災広場などの整備、感震ブレーカーの設置等を進めます。
- ・緊急輸送路の沿道建築物の耐震化対策を進めます。
- ・火災延焼を防止するため、幹線道路沿いの建築物の不燃化を進めます。
- ・大規模工場等と住宅地との国道 357 号等幅員の広い幹線道路は、延焼遮断帯としての機能を維持します。
- ・公園や小広場など避難場となるオープンスペースの確保を図ります。
- ・初期消火器具等の整備促進を図ることにより、地域の初期消火力を高めるとともに、消防団等とも連携し共助の取組を推進します。さらに、必要に応じて地域に小型消防車の配置

やスタンドパイプの導入を促進します。

- ・液状化マップ等により液状化が想定される地域の周知を図ります。
- ・津波による被害が想定される沿岸地域では、安全な高台や建物に避難できるよう津波避難場所、津波避難施設の確保に努めます。
- ・津波警報伝達システムの活用や新たな広報手段を整備するとともに、海拔表示などを活用した防災訓練、講習会等により、住民の防災意識の啓発に努めます。
- ・東京湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、防護レベルの津波に対しては、既設の護岸の点検、補強等と海岸保全施設（護岸等）の整備を行います。
- ・津波による二次被害を軽減させるため、不法係留船舶対策を進めます。
- ・災害時の帰宅困難者への対応を検討します。
- ・災害時の下水道直結式仮設トイレの整備を進めます。

②水害・高潮に強いまちづくり

- ・緑地などの保水能力の維持、雨水循環の環境づくりや河川・下水道事業の推進などにより安全性の向上を図り、水害が発生しにくいまちづくりを進めます。
- ・近年、多発している局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による被害を低減するため、雨水排水施設の整備・更新を着実に進めるほか、雨水貯留施設や雨水浸透施設による流出抑制対策を推進します。
- ・急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事や新たな区域指定など、県と連携した崖崩れ対策を進めます。
- ・土砂災害警戒区域では、土砂災害ハザードマップを通じて周知するなど、警戒避難体制の整備を図ります。
- ・内水ハザードマップの活用とともに、雨水幹線等の整備により内水害対策を進めます。
- ・東京湾沿岸海岸基本計画に基づき、海岸保全施設（護岸など）の整備を行います。

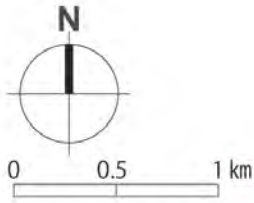
(2) 防犯に関するまちづくり

- ・防犯灯の設置、公園・道路の植栽の工夫、垣柵や曲がり角の視認性の改善などによる見通しの確保等、まちの防犯性を高めます。
- ・犯罪の発生を抑制するため、プライバシーに配慮しながら、公共空間への防犯カメラの設置を検討します。
- ・管理の行き届いていない空家等の所有者への啓発、流通・活用促進などを柱とした総合的な空家対策を推進し、犯罪の発生を抑制します。

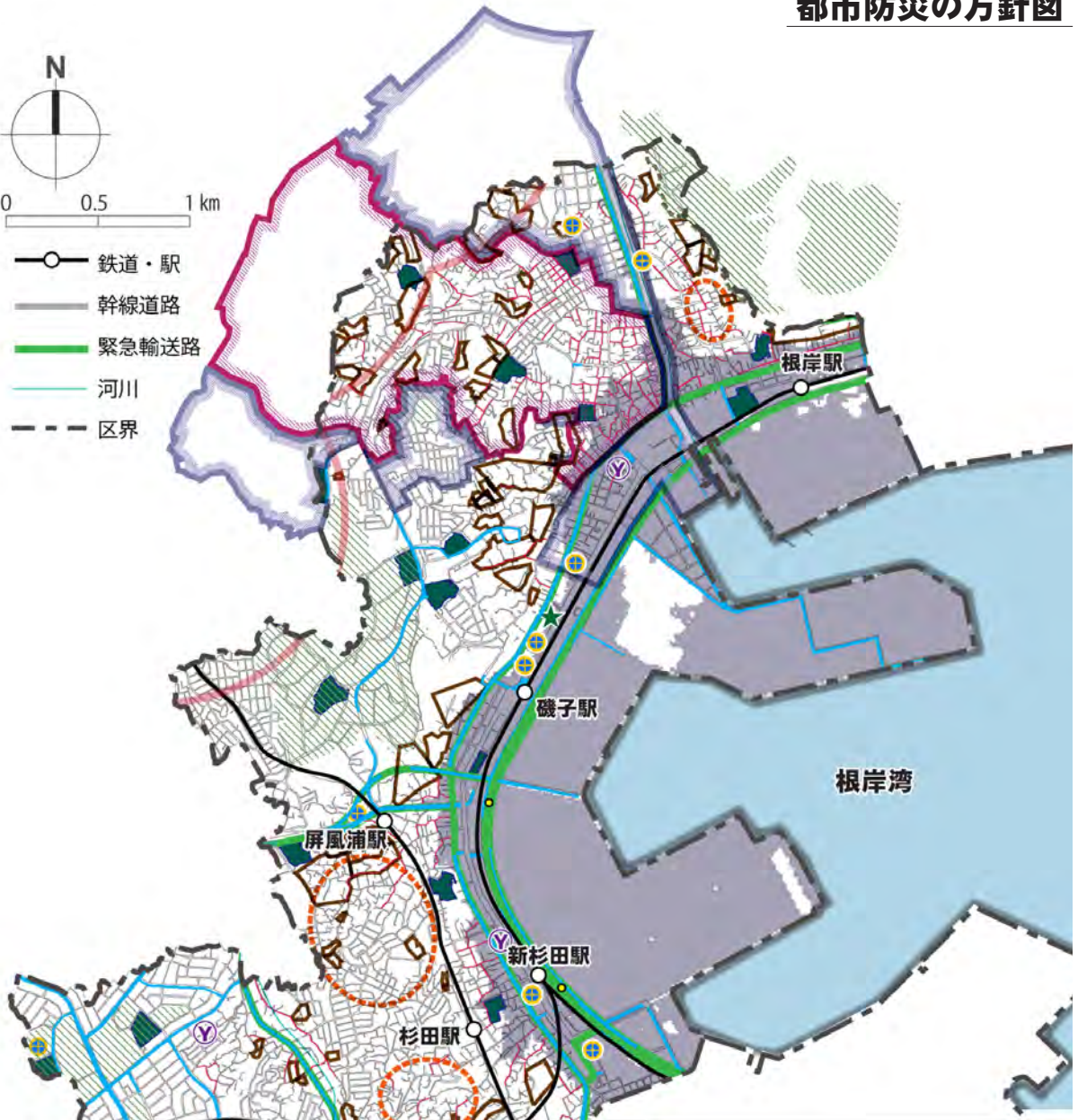
(3) 防災と防犯への日常からの備え

- ・日常的な地域交流により、見守り、支えあいの活動を推進し、必要な時に助け合うことができる共助の体制を整えます。
- ・地域防災拠点を中心とした防災訓練や学校での防災教育などにより、日頃から地域一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自治会町内会などまちの防災組織、消防団員や家庭防災員の活動を通して地域防災力の強化を図ります。
- ・災害時の避難場所や避難ルートを周知するとともに、危険な箇所を点検し、改修を検討します。
- ・地域防災拠点に加えて、まちの防災組織、各家庭や各事業所でも、救助用品、救護用品、生活用品、食料、水、非常持ち出し品などの備蓄に努めます。
- ・ハザードマップ等を活用して、自宅周辺の災害危険度の理解を深めるなど、事前の備えや訓練を着実に進め、災害時に必要な情報をあらかじめ入手するなど、自分の身のまわりのことは自分で対応できるよう（自助）に、できることから取り組んでいきます。
- ・地域での防犯キャンペーンや防犯パトロールの実施、防犯講習会の開催などの活動について、引き続き警察等と連携して行います。
- ・日頃から、防犯上危険な場所を把握し、情報を共有するとともに、商店や一般家庭の協力を得て「子ども110番の家」の活動を広げるなど、地域・家庭・学校・企業の連携による安全対策を進めます。
- ・空家の管理（所有）者は、家屋を適正に管理し、可燃物を置かない（放置しない）ようにし、近隣住民と連絡を取り合い、協力して火災予防に努めます。

都市防災の方針図



- 鉄道・駅
- 幹線道路
- 緊急輸送路
- 河川
- - 区界



- 凡例
- 避難路の確保**
- 狭あい道路 整備促進路線
 - 幅員 12m以上の道
- まちの不燃化を推進**
- 地震火災対策方針における重点対策地域 (不燃化推進地域)
 - 地震火災対策方針の対象地域
 - 木造住宅が密集するエリアの防災性の向上
- 災害時の拠点の確保**
- ⊕ 帰宅困難者一時滞在施設
 - 地域防災拠点
 - 広域避難場所
 - ★ 災害ボランティアセンター
 - Ⓜ 消防署・消防出張所
- 自然災害への備え**
- 急傾斜地崩壊危険区域
 - 津波浸水対策が必要なエリア